

ソフトウェアの知的財産権連続講座～基礎からクラウドまで～
講義内容*

*予定です

第 18 回 個人情報保護法 27 年改正の概要と越境データ問題
－ 個人情報保護法体系のゆらぎとその課題

新潟大学法学部 教授 鈴木 正朝

第 1 個人情報保護法（平成 27 年法）の改正ポイント

1. 法規制の主体（行政庁）

（1）「個人情報保護委員会」の設置 [特定個人情報保護委員会の改組、主務大臣の権限を一元化]（5 章：59～74 条）、

事業所管大臣への権限の委任等（44～46 条、77 条）

（2）権限の強化 [「立入検査」の新設]（40 条）

2. 法規制の客体（対象事業者）

（1）「個人情報取扱事業者」の定義から小規模取扱事業者を除外する 5000 人の裾切条項の撤廃（2 条 5 項）

（2）「匿名加工情報取扱事業者」の新設（2 条 10 項）

3. 法規制の対象情報

（1）「個人情報」の定義の明確化 [「個人識別符号」の定義規定の新設等]（2 条 1 項、2 項）

ケーススタディ 「記名式 Suica 履歴データ提供事件」

① 特定個人の識別性判断基準と個人識別符号の考え方

② 容易照合性判断基準（提供元基準と提供先基準）

* 匿名と仮名

* 米国 PII 再構成説

（2）「要配慮個人情報」の定義規定の新設（2 条 3 項）

（3）「個人情報データベース等」の定義から権利利益の侵害が少ないものを除外 [安全管理措置義務の軽減]（2 条 4 項）

（4）「匿名加工情報」の定義規定の新設（2 条 9 項）

4. 「個人情報取扱事業者等」の義務、及び罰則

（1）個人データの利活用への対応

- ①「利用目的の変更」の緩和 [「相当の」の削除] (15 条 2 項)
- ②「匿名加工情報」の義務の新設 (36 条～39 条)
- (2) グローバル化への対応 (越境データ問題)
 - ①「要配慮個人情報」の義務 [取得、第三者提供の同意原則条項] の新設 (17 条 2 項、23 条 2 項)
 - ②域外適用規定の新設 (75 条)
 - ③外国執行当局への情報提供 [執行協力] に関する規定の新設 (78 条)
 - ④外国にある第三者への個人データの提供に関する規制の整備 (24 条)
- (3) 適正な個人データ流通の確保 (闇名簿屋対応)
 - ①本人同意を得ない第三者提供の制限の厳格化 [オプトアウト手続時の届出・公表等] (23 条 2 項～4 項)
 - ②第三者提供に係る記録作成等 (25 条) と第三者提供を受ける際の確認等 (26 条) [トレーサビリティ確保] の新設
 - ③「個人情報データベース等提供罪」の新設 (83 条)
- 5. 本人の権利
 - ①開示、訂正等及び利用停止等請求権 [裁判上の具体的請求権] の明確化 (28～30 条)
 - ②手続の整備 (32 条)、
 - ③事前の請求 [開示等の求め前置型の採用] (34 条) 変容する「個人情報」概念

第2 情報化の必要性とそれを阻む要因

- 1. 少子高齢人口減少社会を背景とした社会保障と税の一体改革と情報化
- 2. 個人情報保護法制 2000 個問題～国内越境データ問題
- 3. 越境データ問題～クラウド対応の課題

第3 今後の法改正はどこへ向かうべきか